

医療機関による医療従事者等への接種体制の確保

※【様式】と書かれている項目については、別添の様式を活用する。

※【】内に書かれている日付は、標準的な作業の期限を表しており、体制整備が円滑に進むよう自治体が異なる日付を設定する場合もあるので、その場合は当該自治体が設定した日付によること。

1. 接種施設として接種を行う意向の都道府県・市町村への申告等

【遅くとも1月22日まで】

(1) 基本型接種施設としてディープフリーザーの配置を希望する場合

- ディープフリーザーについては、都道府県・市町村（特別区を含む。以下同じ。）が配置調整を行うことから、自治体が設ける締切（遅くとも1月22日）までに、基本型接種施設としてディープフリーザーの配置を希望する旨の意向を伝えること。ディープフリーザーの配置を受けられるか否かは遅くとも1月28日までに自治体から伝えられる。
なお、基本型接種施設は、当該接種施設において1000人超に接種することが求められることに留意すること。

- ディープフリーザーの割当については、「超低温冷凍庫(-75℃対応ディープフリーザー)の割り当て等について」（令和2年12月28日付け健健発1228第2号）において、割り当て台数等をお示ししたところであり、このうち2月設置分のディープフリーザーを用いて、医療従事者等への接種体制を構築する。

- ディープフリーザーは、二次医療圏に最低1台が配置されることを基本とし、さらに概ね人口15万人に対して1台以上が配置されるようにする。なお、都道府県内における調整の結果として、人口が少ない二次医療圏についてはディープフリーザーが1台も配置されないことも想定される。

(2) 連携型接種施設となることを希望する場合

- 連携型接種施設として接種を行うことを希望する医療機関については、都道府県が設ける締切（遅くとも1月22日）までに連携型接種施設として接種する意向を伝えること。
なお、連携型接種施設の対象となる医療機関は、当該医療機関の医療従事者等の数が原則として概ね100人以上であることに留意すること。

2. 接種を実施可能にするための手続き

(1) 集合契約への参加（委任状の提出）【原則として1月中】

- 基本型接種施設及び連携型接種施設については、ワクチン接種契約受付システムを用い、原則として1月中に、郡市区医師会又は取りまとめの病院団体等に委任状を提出すること。なお、委任状の提出開始時期については追ってお示しする。

(2) V-SYSへの初期登録【V-SYS稼働後速やかに】

- 基本型接種施設及び連携型接種施設については、委任状提出時に登録したメールアドレス宛にワクチン接種円滑化システム（以下「V-SYS」という。）のIDとパスワードが送付される。V-SYSの初期登録ができないとワクチンの分配が受けられないため、V-SYS稼働後速やかに、V-SYSの初期登録を行うこと。

3. 接種予定者の把握及び予診票の作成

(1) 自施設の接種予定者数の把握

【基本型及び連携型接種施設は遅くとも1月29日まで】

【その他の医療機関等は遅くとも1月22日まで】

- 全ての医療機関は、自施設に勤務する医療従事者等のうち、接種を予定する者の数を把握した上、
 - ・基本型接種施設及び連携型接種施設については、都道府県が設定する締切（遅くとも1月29日）までに都道府県に報告し、
 - ・それ以外の医療機関等については、とりまとめ医療関係団体等が設ける締切（遅くとも1月22日）までにとりまとめ医療関係団体等に報告すること。

(2) 自施設の接種予定者リストの作成

【基本型及び連携型接種施設は2月22日まで】

【その他の医療機関等は2月25日頃まで】

- 全ての医療機関は、接種券付き予診票を発行するために、接種予定者リストを作成する必要があるため、
 - ・基本型接種施設及び連携型接種施設については、2月22日までに接種予定者リストを作成し、
 - ・その他の医療機関等については、とりまとめ医療関係団体等が設ける締切（2月25日頃）までに接種予定者リストを作成し、とりまとめ医療関係団体等に提出すること。

(3) 接種券付き予診票の発行【予診票様式が確定後速やかに】

- 医療従事者等への接種は接種券付き予診票を費用請求等に用いるため、
 - ・基本型及び連携型接種施設については、予診票様式が確定後速やかにV-SYSを用いて自施設の医療従事者等の接種券付き予診票を発行し、接種予定者に配布し、
 - ・その他の医療機関等については、とりまとめ医療関係団体等が接種券付き予診票を発行・当該医療機関等に送付し、当該医療機関等が接種予定者に配布すること。

4. ワクチンの分配、接種対応及び請求事務等

- 基本型接種施設は連携型接種施設でワクチンの必要量を把握し、連携型接種施設の必要量を含めたワクチンの必要量をV-SYSに登録することになる。また、基本型接種施設へのワクチン配送予定量および予定日が判明したら、連携型接種施設に連絡することになる。
- 基本型及び連携型接種施設におけるワクチンの分配、接種対応及び請求事務等については、追ってお示しする「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」（仮称）を参照すること。